

協力医療機関について

次のサービスを行う指定障がい福祉サービス事業所等は、あらかじめ、協力医療機関を定めておく必要があります。

【協力医療機関が必要なサービス】

<障がい福祉サービス事業>

生活介護、短期入所、重度障がい者等包括支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助、障がい者支援施設

<障がい児通所支援事業>

児童発達支援、放課後等デイサービス

<地域生活支援事業>

日中一時支援

協力医療機関とは、事業所に通う障がい者や障がい児の体調不良等に対応・協力していただける医療機関を指します。（事業所のかかりつけ医）

協力医療機関は、事業所から車で概ね 20 分以内で移動可能な医療機関としてください。

※ 日常的な往診や健康管理を要するものではありません。

※ 医療機関の営業時間外の対応を求めるものではありません。

【協力医療機関について】

<指定基準省令（抜粋・要約）>

指定障がい福祉サービス事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

<解釈通知（抜粋・要約）>

協力医療機関は、指定障がい福祉サービス事業所から近距離にあることが望ましいものであること。